

令和4～7年度 三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格審査申請書

提出要領（建設工事、測量・建設コンサルタント等）**随時新規用**

三重県・市町・四日市港管理組合では、建設工事、測量・建設コンサルタント等における入札参加資格審査の受付を共同で実施しています。共同受付参加団体へ入札参加資格の登録を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書（標準様式）記載要領（以下、「標準様式記載要領」という。）を参照の上、本提出要領に基づき、申請してください。

1. 入札参加資格審査申請共同受付の概要

（1）共同受付参加団体について

下記の団体では、共同で入札参加資格審査申請の受付を実施しています。なお、熊野市は共同受付に参加していませんので直接確認ください。

【共同受付参加団体：30団体】

三重県・津市・四日市市・伊勢市（※1）・松阪市（※1）・桑名市・鈴鹿市・名張市・尾鷲市・
亀山市・鳥羽市・いなべ市・志摩市・伊賀市・木曾岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町・
多気町・明和町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町・
四日市港管理組合

※四日市港管理組合に申請する場合は、三重県への登録が必要です。

※個別に手続きが必要な団体：熊野市

※1：伊勢市、松阪市については、令和6年4月から共同受付名簿の利用を開始します。初めて入札参加資格申請を共同受付で受ける者は当要領（随時新規用）により申請を行い、既に共同受付団体に登録して共同化統一コードのある者は変更手続要領により伊勢市、松阪市を追加する変更手続を行う必要があるの
のでご注意ください。（伊勢市、松阪市の令和5年度名簿への新規登録は、両市のホームページでご確認ください。）

（2）共同受付の対象外の申請者について

共同企業体（JV）の入札参加資格審査申請は、共同受付の対象外となりますので、申請の取り扱いについては、各共同受付参加団体（P16共同受付参加団体一覧表参照）に個別に問い合せてください。

2. 入札参加資格申請者の要件

共同受付による入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

なお、申請後に要件を満たさなくなった場合は、変更手続要領に基づき登録抹消の手続きをしてください。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

（抜粋）地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 申請を希望する各共同受付参加団体に対して、下記未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

① 三重県に申請する場合

- ア 三重県内に本店、支店、営業所等を有する者にあつては、すべての三重県税
- イ 消費税及び地方消費税

② 市町に申請する場合

- ア 登録を希望する三重県内の本店又は委任先となる支店若しくは営業所等の所在地における市町税
- イ 法人税（個人にあつては申告所得税）並びに消費税及び地方消費税

③ 四日市港管理組合に申請する場合

- ア 三重県内に本店、支店、営業所等を有する者にあつては、すべての三重県税
- イ 四日市市内に本店、支店、営業所等を有する者にあつては、すべての四日市市税
- ウ 消費税及び地方消費税

(3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。

(4) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可及び、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

なお、入札（見積）、契約等に関する権限を、支店若しくは営業所等に委任する場合には、その支店若しくは営業所等において必要な建設業許可等を有していること。

(5) 建設工事にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の各規定による届け出（当該届出を行う義務がない者を除く。）を行っていること（「届け出を行っていること」については、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における社会保険等加入の有無欄により確認。）。

(6) 測量にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること。

(7) 建築設計にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること（但し、暖冷房、衛生、電気、機械設備積算、電気設備積算、調査の部門を希望する場合はこの限りではない）。

(8) 不動産鑑定にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていること。

(9) 不動産登記手続にあつては、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定による登録又は司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条第1項による登録を受けていること、若しくはこれらの法律により設立を認められている者であること。

3. 入札参加資格審査の申請について

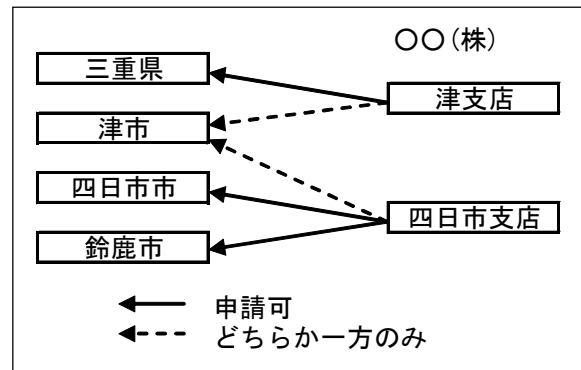
(1) 入札参加資格審査申請書について

総務省が策定した標準様式のほか、別紙「追加項目等一覧」のとおり当共同受付独自の追加項目等がありますので、本要領の「共通添付書類等一覧」(P 9～12)を参照のうえ、必要な書類を提出してください。(様式は三重県のホームページからダウンロードできます。)

(2) 申請にあたっての注意事項

① 登録申請先について

申請にあたっては、支店等単位ではなく、本店でとりまとめるなどして、「1 申請者・1 入札参加資格審査申請書」で申請するようお願いします。複数の参加団体に申請する場合、参加団体ごとに異なる支店等で申請することはできますが、一つの団体に対して、複数の支店等を申請することはできませんので注意してください。(右図参照)



② 本店又は支店等の登録申請について

30 団体で共同受付を実施しており、登録を希望する団体毎に対する申請情報を確認する必要がありますので、登録したい本店又は支店等ごとに、第A-2号(建設工事用)、第B-2号(測量・建設コンサルタント等用)様式を作成して、申請してください。

③ 控え(コピー)について

申請内容や申請に必要な共通添付書類の不足等で、問い合わせをすることがありますので、申請いただく全ての書類の写しを作成し、保管するようにしてください。

④ 誤字、脱字等の取扱いについて

申請していただいた各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、補正をさせていただくことがあります。

また、会社名、個人名等の文字が登録システム上変換できない場合については、対応可能な文字に置き換えさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

⑤ 四日市港管理組合への申請について

四日市港管理組合に申請する場合は、あわせて三重県への登録が必要となります。

4. 受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

随時受付を行います。ただし、受付後の名簿登載時期については、各共同受付参加団体で異なりますので注意してください。(P 5～8の「6. 名簿に登載される時期について」参照)

(2) 申請方法

① 郵送のみ(郵送以外の申請は原則認めません。)

② 申請書類

共通添付書類等一覧(P 9～12)を参照のうえ、必要な書類を提出してください。

③ 郵送先(共通添付書類のみ)

〒514-0002 三重県津市島崎町56番地
(公財)三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付 担当
TEL: 059-229-5610 FAX: 059-229-5619

④ 申請にあたっての注意事項

ア A4版フラットファイルでの提出

共通添付書類については、建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに「共通添付書類等一覧」の番号順に、A4版フラットファイル(2つ穴)に綴じて提出してください(建設工事については、

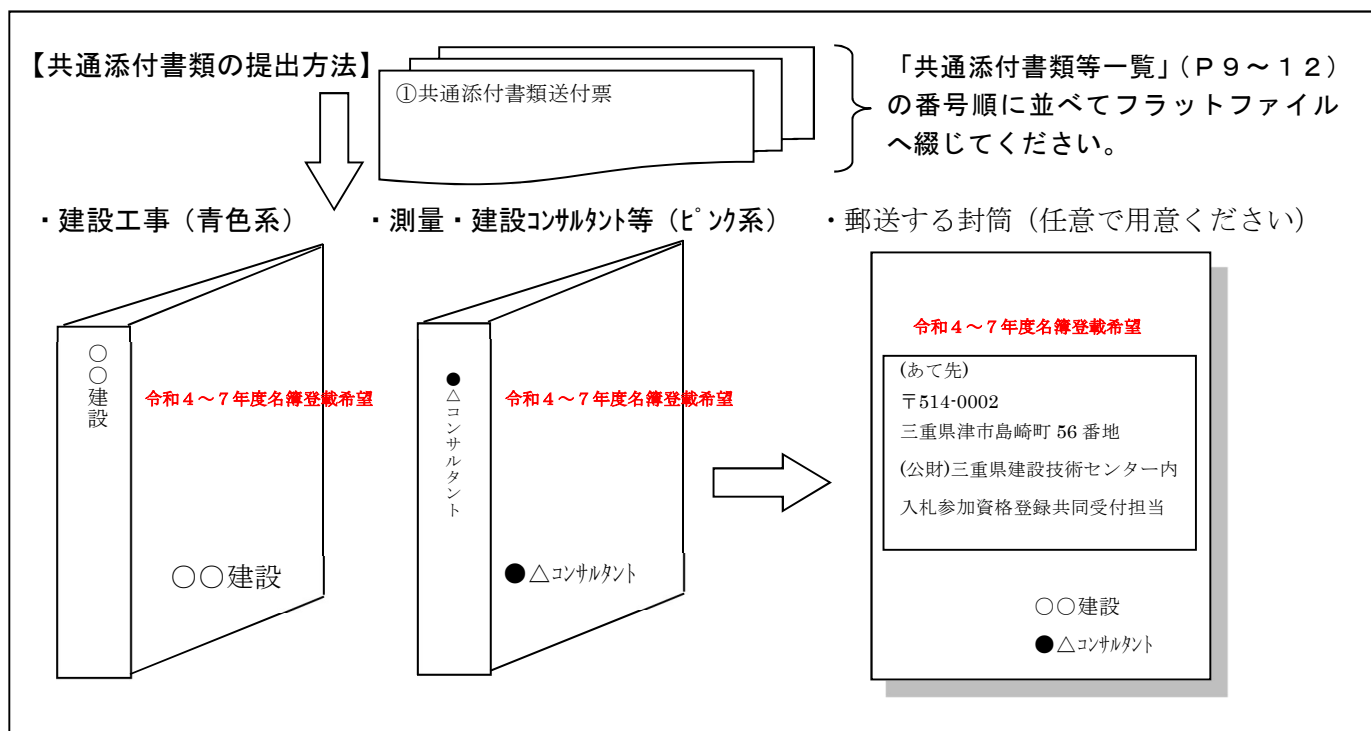
青色系のフラットファイル、測量・建設コンサルタント等についてはピンク系のフラットファイルを使用してください。

なお、郵送する封筒の右下、フラットファイルの表紙及び背表紙に必ず業者名を記入するようお願いいたします。

また、封筒及びフラットファイルの表紙に必ず「令和4～7年度名簿登載希望」と朱書きをしてください。

イ 共通添付書類への会社名の記入

共通添付書類のうち、様式第A-2号（建設工事用）、第B-2号（測量・建設コンサルタント等用）については、各様式の右下に「会社名」を記入する欄がありますので、記入漏れがないよう注意してください。



⑤ 個別の必要添付書類送付先

共同受付参加団体個別の必要添付書類（P14～15参照）は、P16の共同受付参加団体一覧表を参考にして、直接、各団体へ送付してください。

5. 名簿登録後の手続きについて

登録内容に変更が生じた場合は、別で定める変更手続要領に基づき随時変更申請をしてください。

また、建設工事においては、経営事項審査を受審し、審査結果が出ましたら速やかに経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）を（公財）三重県建設技術センターへ提出してください。

6. 名簿に登載される時期について

随時新規申請により申請内容の審査が完了したものについて、名簿に登載される時期は各団体において下記のとおり異なりますので、十分に確認のうえ、申請してください。

【名簿に登載される時期】

共同受付団体名	名簿登載時期	備 考
三重県	8月1日 11月1日 2月1日 5月1日	8月1日登録（4月1日～6月末日審査完了分） 11月1日登録（7月1日～9月末日審査完了分） 2月1日登録（10月1日～12月末日審査完了分） 5月1日登録（1月1日～3月末日審査完了分） ただし、末日が三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたるときは、これらの日の翌日とその期限とみなします。
津市	10月1日 6月1日	10月1日登録（4月1日～8月末日審査完了分） 6月1日登録（9月1日～3月末日審査完了分） （末日が土日祝休日の場合は、直前の平日）
四日市市	6月1日 9月1日 12月1日 3月1日	6月1日登録（2月1日～4月末日審査完了分） 9月1日登録（5月1日～7月末日審査完了分） 12月1日登録（8月1日～10月末日審査完了分） 3月1日登録（11月1日～1月末日審査完了分） ※ただし、末日が四日市市の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたるときは、これらの日の前日とその期限とみなします。
桑名市	審査完了日の翌々月1日	毎月末日までの審査完了分を翌々月1日に登録 （末日が土、日、祝日の場合は、その翌日を期限とみなします。）
鈴鹿市	7月1日 11月1日 3月1日	7月1日登録（2月1日～5月末日の審査完了分） 11月1日登録（6月1日～9月末日審査完了分） 3月1日登録（10月1日～1月末日審査完了分） （末日が土日祝祭日の場合は、直前の平日）
名張市	毎月1日	毎月20日までの審査完了分を翌月1日に登録 （20日が土、日、祝日の場合は、直前の平日）
尾鷲市	随時	
亀山市	随時	
鳥羽市	毎月1日	毎月20日までの審査完了分を翌月1日に登録 ただし、基準日である20日が鳥羽市の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝日等）にあたるときは、これらの日の翌日とその期限とみなします。

共同受付団体名	名簿登載時期	備 考
いなべ市	毎月 15 日	毎月末日までの審査完了分を翌月 15 日に登録 (末日及び 15 日が土日祝日の場合は、直前の平日)
志摩市	審査完了日 の翌月 1 日	毎月末日までの審査完了分を翌月 1 日に登録 ただし、末日が志摩市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日(日曜日、土曜日、祝祭日等)にあたるときは、これらの日の前日をその期限とみなします。
伊賀市	審査完了日の翌月 1 日	毎月月末までの審査完了分を翌月 1 日に登録
木曽岬町	随時	
東員町	随時	
菰野町	9 月 1 日 12 月 1 日 3 月 1 日 6 月 1 日	9 月 1 日登録(5 月 1 日～7 月末日審査完了分) ※令和 4 年のみ、4 月 1 日～7 月末日審査完了分とする。 12 月 1 日登録(8 月 1 日～10 月末日審査完了分) 3 月 1 日登録(11 月 1 日～1 月末日審査完了分) 6 月 1 日登録(2 月 1 日～4 月末日審査完了分) ただし、末日が菰野町の休日を定める条例第 1 条に規定する休日(日曜日、土曜日、祝日等)にあたるときは、これらの日の前日をその期限とみなします。
朝日町	随時	
川越町	6 月 1 日 9 月 1 日 12 月 1 日 3 月 1 日	6 月 1 日登録(2 月 1 日～4 月末日審査完了分) 9 月 1 日登録(5 月 1 日～7 月末日審査完了分) 12 月 1 日登録(8 月 1 日～10 月末日審査完了分) 3 月 1 日登録(11 月 1 日～1 月末日審査完了分) ただし、末日が川越町の休日を定める条例第 1 条に規定する休日(日曜日、土曜日、祝日等)にあたるときは、これらの日の前日をその期限とみなします。
多気町	随時	
明和町	随時	
大台町	8 月 1 日 11 月 1 日 2 月 1 日 5 月 1 日	8 月 1 日登録(4 月 1 日～6 月末日審査完了分) 11 月 1 日登録(7 月 1 日～9 月末日審査完了分) 2 月 1 日登録(10 月 1 日～12 月末日審査完了分) 5 月 1 日登録(1 月 1 日～3 月末日審査完了分) ただし、末日が大台町の休日を定める条例第 1 条に規定する休日(日曜日、土曜日、祝祭日等)にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。
玉城町	随時	

共同受付団体名	名簿登載時期	備 考
度会町	随時	登録データ受領後、確認しだい登録。
大紀町	随時	
南伊勢町	6月1日 12月1日	6月1日登録（10月1日～3月31日審査完了分） 12月1日登録（4月1日～9月30日審査完了分） ただし、末日が南伊勢町の休日を定める条例第1条に規定する休日にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。
紀北町	8月1日 12月1日 2月1日 6月1日	8月1日登録（4月1日～6月末審査完了分） 12月1日登録（7月1日～10月末審査完了分） 2月1日登録（11月1日～12月末審査完了分） 6月1日登録（1月1日～3月末審査完了分） ※ただし、末日が紀北町の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝日等）にあたるときは、これらの日の前日をその期限とみなします。 ※ただし、発注標準に基づく町内業者の格付けについては、受付の翌年度の6月に行う。
御浜町	随時	
紀宝町	随時	（公財）三重県建設技術センターからのデータを受領後、確認しだい登録。
四日市港管理組合	8月1日 11月1日 2月1日 5月1日	8月1日登録（4月1日～6月末日審査完了分） 11月1日登録（7月1日～9月末日審査完了分） 2月1日登録（10月1日～12月末日審査完了分） 5月1日登録（1月1日～3月末日審査完了分） ただし、末日が四日市港管理組合の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。
以下の伊勢市と松阪市については、令和6年4月以降の名簿登載となりますのでご注意ください。		
伊勢市	毎月1日	毎月10日までの審査完了分を翌月1日に登録 ただし、10日が伊勢市の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたるときは、これらの日の前日をその期限とみなします。 ※伊勢市が指定する個別書類の提出が必要な方は、上記期限のほか別に期限を定める必要書類の審査完了が必要です。 ※令和6年4月以降の登載となります。令和5年度名簿については、伊勢市に新規業者登録申請を行ってください。詳細は伊勢市ホームページをご確認ください。

共同受付団体名	名簿登載時期	備 考
松阪市	毎月 1 日	<p>毎月 10 日までの審査完了分を翌月 1 日に登録 ただし、10 日が松阪市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたる場合は、これらの日の前日をその期限とみなします。</p> <p>※松阪市が指定する個別書類の審査完了が必要になります。</p> <p>※令和 5 年度において松阪市に登録のある方は個別書類の提出は不要です。</p> <p>※令和 6 年 4 月以降の登載となります。令和 5 年度名簿については、松阪市に新規業者登録申請を行ってください。詳細は松阪市ホームページをご確認ください。</p>

※「審査完了分」については、(公財) 三重県建設技術センターの受付審査が完了した分とします。

共通添付書類等一覧（建設工事）

送付先（郵送のみ）：（公財）三重県建設技術センター

書類名	様式／発行	部数等	備考
①共通添付書類送付票 （建設工사용）	—	1部	（追加項目等一覧②6）
②一般競争（指名競争）参加 資格審査申請書	様式1	1部	(1)建設工事に係る入札参加資格審査申請【標準様式】 （「標準様式記載要領」参照）
③申請先団体毎の申請情報	第A-2号		登録を希望する本店又は支店等ごとに必ず作成してください。 （追加項目等一覧①1）
④登記事項証明書又は身分証明書 （申請日以前3ヶ月以内の 証明日のものに限り）	(1)所轄法務局 (2)市町村（本籍地）	1部 （コピー 可）	(1)法人：履歴事項全部証明書 (2)個人：市区町村長（本籍地）が発行する身分証明書 （追加項目等一覧②1）
⑤納税証明書 （申請日以前3ヶ月以内の 証明日のものに限り）	(1)国税に係る 納税証明書 （所轄税務署） (2)三重県税の 納税確認書 （県税事務所） (3)市町税完納証明 書等（各市町） ※新規に本店又は支 店等を開設した場 合は法人市民税等 の（事務所）開設届 を添付してください。	各1部 （コピー 可）	【三重県に申請する場合】 (1) 国税に係る納税証明書 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3） （法人：その3の3、個人：その3の2）の添付でも構いません。 (2) 三重県税の納税確認書 ※ (2) については、三重県内に本店又は支店等を有し、三重県税の 納税義務がある場合のみ添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）
			【市町に申請する場合】 (1) 国税に係る納税証明書 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額 のない証明書（その3の3） 個人：「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税 額のない証明書（その3の2） (3) 市町税完納証明書（本店又は支店等の所在地における完納証明書） ※ (3) については、申請をする本店又は支店等が三重県内に所在する 場合のみ所在地における市町税の完納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）
			【三重県及び市町に申請する場合】 (1) 国税に係る納税証明書 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額 のない証明書（その3の3） 個人：「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税 額のない証明書（その3の2） (2) 三重県税の納税確認書 (3) 市町税完納証明書（本店又は支店等の所在地における完納証明書） ※ (2) については、三重県内に本店又は支店等を有し、三重県税の 納税義務がある場合のみ添付してください。 ※ (3) については、申請をする本店又は支店等が三重県内に所在する 場合のみ所在地における市町税の完納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）
			【四日市港管理組合に申請す る場合】 三重県への登録が必要 です。 【三重県に申請する場合】 と同様の納税証明書を添付してください。 なお、四日市市内に本店又は支店等を有する場合は、四日市市税の 完納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）

書類名	様式／発行	部数等	備考
⑥建設業許可証明書 又は建設業許可通知書 (写)及び建設業許可申請時に提出した「別紙二(1)営業所一覧表(新規許可等)(写)」又は「別紙二(2)営業所一覧表(更新)(写)」	各地方整備局 又は都道府県	1部 (コピー可)	建設業法第3条の規定による許可を受けていることを証明する許可証明書、許可通知書の写し等。許可更新中の場合は、手続中であることが確認できる書類を添付してください。 <u>※許可のある営業所であることを確認するため、建設業許可申請時に提出する「営業所一覧表」を添付してください。</u> (追加項目等一覧②2)
⑦経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写	—	1部 (コピー可)	申請時において有効期限内(審査基準日から1年7ヶ月以内)で最新のものを添付してください。 <u>※当該書類により社会保険等の加入確認をします。当該書類において社会保険等への加入が確認できない場合は、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。</u> (「標準様式記載要領」添付資料)
⑧印鑑(登録)証明書 (申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り)	(1)所轄法務局 (2)市町村	1部 (コピー可)	(1)法人:所轄法務局の発行する印鑑証明書 (2)個人:市町村長の発行する印鑑(登録)証明書 (追加項目等一覧②3)
⑨使用印鑑届(本店登録用)	第A-3号	1部	本店で登録申請する場合に使用してください。 (追加項目等一覧①2)
⑩委任状兼使用印鑑届 (委任先がある場合のみ使用してください)	第A-4号	委任する支店等ごとに提出	委任状部分:委任者欄の押印は印鑑証明のある印鑑(実印)を押印してください。 使用印鑑部分:入札、契約等の際に受任者が使用する印鑑を使用印欄に押印してください。 (追加項目等一覧①3)
⑪ISO14001 認証書(写) ISO9000s 認証書(写)	各認証機関	1部 (コピー可)	ISO14001又はISO9000sを認証取得している場合は認証書及び附属書を添付してください。(認証取得していない場合は不要です。) (追加項目等一覧②4)
⑫建設業退職金共済事業 加入・履行証明書(写)	建退共各支部指定様式	1部 (コピー可)	建退共に加入している場合は、直近に発行された加入・履行証明書を添付してください。(加入していない場合は不要です。) <u>※受注状況等により、加入・履行証明書が発行されない場合限り契約者証の写しでも可とします。</u> (追加項目等一覧②5)

注:上表の「部数等」の項目に「コピー可」と表記している書類は、当該提出書類原本の写しをもって提出していただくことが可能です。ただし、写しにより内容が不鮮明な書類等で書類の内容が確認できないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

共通添付書類等一覧（測量・建設コンサルタント等）

送付先（郵送のみ）：（公財）三重県建設技術センター

書 類 名	様式／発行	部数等	備 考
①共通添付書類送付票（測量・建設コンサルタント等用）	－	1部	（追加項目等一覧②6）
②一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式1	1部	（2）測量・建設コンサルタント等に係る入札参加資格審査申請 【標準様式】（「標準様式記載要領」参照）
③申請先団体毎の申請情報	第B-2号		登録を希望する本店又は支店等ごとに必ず作成してください。 （追加項目等一覧①1）
④登記事項証明書又は身分証明書 （申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り）	(1) 所轄法務局 (2) 市町村（本籍地）	1部 （コピー可）	(1) 法人：履歴事項全部証明書 (2) 個人：市区町村長（本籍地）が発行する身分証明書 （「標準様式記載要領」添付資料、追加項目等一覧②1）
⑤納税証明書 （申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り）	(1) 国税に係る納税証明書 （所轄税務署）	各1部 （コピー可）	<p>【三重県に申請する場合】</p> <p>(1) 国税に係る納税証明書 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3） （法人：その3の3、個人：その3の2）の添付でも構いません。</p> <p>(2) 三重県税の納税確認書 ※ (2) については、三重県内に本店又は支店等を有し、三重県税の納税義務がある場合のみ添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）</p> <hr/> <p>【市町に申請する場合】</p> <p>(1) 国税に係る納税証明書 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3） 個人：「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の2）</p> <p>(3) 市町税完納証明書（本店又は支店等の所在地における完納証明書） ※ (3) については、申請をする本店又は支店等が三重県内に所在する場合のみ所在地における市町税の完納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）</p> <hr/> <p>【三重県及び市町に申請する場合】</p> <p>(1) 国税に係る納税証明書 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3） 個人：「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の2）</p> <p>(2) 三重県税の納税確認書</p> <p>(3) 市町税完納証明書（本店又は支店等の所在地における完納証明書） ※ (2) については、三重県内に本店又は支店等を有し、三重県税の納税義務がある場合のみ添付してください。 ※ (3) については、申請をする本店又は支店等が三重県内に所在する場合のみ所在地における市町税の完納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）</p>
	(2) 三重県税の納税確認書 （県税事務所）		<p>【四日市港管理組合に申請する場合】 三重県への登録が必要です。</p> <p>【三重県に申請する場合】と同様の納税証明書を添付してください。なお、四日市市内に本店又は支店等を有する場合は、四日市市税の完納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）</p>
(3) 市町税完納証明書等（各市町） ※新規に本店又は支店等を開設した場合は法人市民税等の（事務所）開設届を添付してください。			

書類名	様式／発行	部数等	備考
⑥登録を証明する書類 (更新中の場合は、手続き中であることが確認できる書類を添付してください)	各登録官署	1部 (コピー可)	(1) 測量業者：測量法第55条による登録 (2) 建築士事務所：建築士法第23条による登録 (3) 不動産鑑定業者：不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録 (4) 土地家屋調査士：土地家屋調査士法第8条による登録 (5) 司法書士：司法書士法第8条による登録 (6) 建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程第2条による登録 (7) 地質調査業者：地質調査業者登録規程第2条による登録 (8) 補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規定第2条による登録 ※ (6)～(8)は、国土交通省に備える登録簿に登録されている場合は提出してください。 (「標準様式記載要領」添付資料)
⑦印鑑(登録)証明書 (申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限りです)	(1)所轄法務局 (2)市町村	1部 (コピー可)	(1)法人：所轄法務局の発行する印鑑証明書 (2)個人：市町村長の発行する印鑑(登録)証明書 (追加項目等一覧②3)
⑧使用印鑑届(本店登録用)	第B-3号	1部	本店で登録申請する場合に使用してください。 (追加項目等一覧①2)
⑨委任状兼使用印鑑届 (委任先がある場合のみ使用してください)	第B-4号	委任する支店等ごとに提出	委任状部分：委任者欄の押印は印鑑証明のある印鑑(実印)を押印してください。 使用印鑑部分：入札、契約等の際に受任者が使用する印鑑を使用印欄に押印してください。 (追加項目等一覧①3)
⑩ISO14001 認証書(写) ISO9000s 認証書(写)	各認証機関	1部 (コピー可)	ISO14001 又はISO9000s を認証取得している場合は認証書及び附属書を添付してください。(認証取得していない場合は不要です。) (追加項目等一覧②4)

注：上表の「部数等」の項目に「コピー可」と表記している書類は、当該提出書類原本の写しをもって提出していただくことが可能です。ただし、写しにより内容が不鮮明な書類等で書類の内容が確認できないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

注：登記事項証明書で資本金が確認できない法人にあっては、資本金が確認できる直近1年分の財務諸表の写しを添付してください。

登録にあたり必要となる資格(測量・建設コンサルタント等)

次の部門を希望する者は、それぞれ測量法第55条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条、土地家屋調査士法第8条、司法書士法第8条による登録が必要であり、申請の際に次の証明書等が必要となります(前記に係る登録を受けていない者は、当該業務の申請を希望することはできません)。

業種	部門名称	必要な証明書
510 測量	010 測量一般	測量業者登録証明書又は登録の通知
	020 地図の調整	
	030 航空測量	
520 建築関係 コンサルタント	010 建築一般	建築士事務所登録証明書又は登録の通知
	020 意匠	
	030 構造	
	070 建築積算	
560 その他	010 不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面
	020 不動産登記手続	土地家屋調査士であることを証する書面 司法書士であることを証する書面

※不動産登記手続にあっては、土地家屋調査士であることを証する書面又は司法書士であることを証する書面のいずれかが必要となります。

※登録が更新されましたら、速やかに証明書等を(公財)三重県建設技術センターへ提出してください。

希望業種コード表

(建設工事)

コード	業種	略称	コード	業種	略称	コード	業種	略称
010	土木一式工事	土	110	鋼構造物工事	鋼	220	電気通信工事	通
011	プレストレストコンクリート		111	鋼橋上部工		230	造園工事	園
020	建築一式工事	建	120	鉄筋工事	筋	240	さく井工事	井
030	大工工事	大	130	舗装工事	舗	250	建具工事	具
040	左官工事	左	140	しゅんせつ工事	しゅ	260	水道施設工事	水
050	とび・土工・ コンクリート工事	と	150	板金工事	板	270	消防施設工事	消
051	法面処理		160	ガラス工事	ガ	280	清掃施設工事	清
060	石工事	石	170	塗装工事	塗	290	解体工事	解
070	屋根工事	屋	180	防水工事	防			
080	電気工事	電	190	内装仕上工事	内			
090	管工事	管	200	機械器具設置工事	機			
100	タイル・れんが・ ブロック工事	タ	210	熱絶縁工事	絶			

(測量・建設コンサルタント等)

業種 コード	業種	部門 コード	部門名称	部門 コード	部門名称
510	測量	010	測量一般	020	地図の調整
		030	航空測量		
520	建築関係 コンサルタント	010	建築一般	020	意匠
		030	構造	040	暖冷房
		050	衛生	060	電気
		070	建築積算	080	機械設備積算
		090	電気設備積算	100	調査
530	土木関係 コンサルタント	010	土質及び基礎	020	鋼構造及びコンクリート
		030	河川、砂防及び海岸・海洋	040	電力土木
		050	道路	060	トンネル
		070	施工計画、設備および積算	080	機械
		090	地質	100	造園
		110	港湾及び空港	120	鉄道
		130	上水道及び工業用水道	140	下水道
		150	農業土木	160	森林土木
		170	都市計画及び地方計画	180	廃棄物
		190	建設環境	200	電気電子
210	水産土木				
540	地質調査	010	地質調査		
550	補償関係 コンサルタント	010	土地調査	020	土地評価
		030	物件	040	機械工作物
		050	営業補償・特殊補償	060	事業損失
		070	補償関連		
560	その他	010	不動産鑑定	020	不動産登記手続
		030	その他（環境調査等）		

注：「業種コード560その他 部門コード030その他（環境調査等）」は三重県及び四日市港管理組合には登録できません。

共同受付参加団体個別の必要添付書類（建設工事）

下記団体に登録する場合は、必要書類を各団体（P16）へ送付又は持参してください。

登録申請先	書類名	様式／発行	備考
四日市市	使用印鑑届（本店登録用）	第A-3号	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出してください。
四日市市	技術職員名簿	個別様式	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出してください。
名張市	営業所専任技術者報告書	個別様式	名張市内に本店を有する方で、名張市に登録を希望する場合に提出してください。 (添付書類あり)
名張市	準市内業者登録申請書類	個別様式	名張市内に置く支店で登録を希望する者
志摩市	技術職員名簿	個別様式	様式は志摩市ホームページをご確認ください。 志摩市内に本店を有する方で、志摩市に登録を希望する方のみ提出してください。
志摩市	営業所の専任技術者調書（写）（専任技術者証明書（新規・更新））	建設業許可申請書に添付したもの	志摩市内に本店を有する方で、志摩市に登録を希望する方のみ提出してください。
伊賀市	技術者登録名簿	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に本店、支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
伊賀市	準市内業者登録申請書類	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
菰野町	技術職員名簿	個別様式	菰野町に本店又は支店等を有する方で、菰野町に登録を希望する場合に提出してください。 様式は菰野町ホームページをご確認ください。
紀宝町	工事・測量等経歴書	個別様式	建設業許可申請で用いる工事経歴書でも可
紀宝町	技術者経歴書	個別様式	
以下の伊勢市と松阪市については、令和6年4月以降の名簿登載となりますのでご注意ください。			
伊勢市	伊勢市所在の事業所の配置職員名簿	個別様式	準市内認定を有する方は提出してください。 (その他添付書類あり)
伊勢市	技術職員等名簿	個別様式	伊勢市内に本店を有する方又は準市内認定を有する方は提出してください。 (その他添付書類あり)
松阪市	有資格技術職員調書	個別様式	様式は松阪市ホームページをご確認ください。
松阪市	技術職員等名簿	個別様式	様式は松阪市ホームページをご確認ください。 松阪市内に本店を有する方は下記書類も追加で提出してください。 (経審申請時に添付する技術職員名簿（別紙二）の写し) (建設業許可申請時に添付する専任技術者一覧表（別紙四）または専任技術者証明書（様式第八号）の写し（直近のもの）)
松阪市	組織図、案内図及び写真 公共料金納付状況報告書	個別様式	準市内業者での登録を希望する方は提出してください。 様式は松阪市ホームページをご確認ください。

登録申請先	書類名	様式／発行	備考
松阪市	特別点数申請書	個別様式	松阪市内に本店を有する方で特別点数の申請をする方は提出してください。 (添付書類あり)

※ 各必要添付書類の提出・記入方法等については、必ず各団体のホームページ等で確認してください。指示通りに提出されない場合は、各団体において登録されない場合があります。

共同受付参加団体個別の必要添付書類（測量・建設コンサルタント等）

下記団体に登録する場合は、必要書類を各団体（P 16）へ送付又は持参してください。

登録申請先	書類名	様式／発行	備考
四日市市	使用印鑑届（本店登録用）	第B-3号	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出して下さい。
四日市市	技術職員名簿	個別様式	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出して下さい。
四日市市	登録を証明する書類 (登録申請・更新中の場合は、手続き中であることが確認できる書類を添付してください)	各登録官署	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出して下さい。
名張市	準市内業者登録申請書類	個別様式	名張市内に置く支店で登録を希望する者
伊賀市	技術者登録名簿	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に本店、支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
伊賀市	準市内業者登録申請書類	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
紀宝町	工事・測量等経歴書	個別様式	
紀宝町	技術者経歴書	個別様式	

以下の伊勢市と松阪市については、令和6年4月以降の名簿登載となりますのでご注意ください。

伊勢市	事業所確認書	個別様式	伊勢市内に主たる事業所を置く個人事業主の方 (測量業者登録証明書又は建築士事務所登録証明書が必要な部門で登録する場合は除く)又は伊勢市内に置く支店を契約権限の委任先として登録を希望する方は提出してください。 (その他添付書類あり)
伊勢市	伊勢市所在の事業所の配置職員名簿	個別様式	伊勢市内に置く支店を契約権限の委任先として登録を希望する方は提出してください。 (その他添付書類あり)
松阪市	有資格技術職員調書	個別様式	様式は松阪市ホームページをご確認ください。
松阪市	技術職員名簿	個別様式	様式は松阪市ホームページをご確認ください。
松阪市	組織図、案内図及び写真 公共料金納付状況報告書	個別様式	準市内業者での登録を希望する方は提出してください。 様式は松阪市ホームページをご確認ください。

※ 各必要添付書類の提出・記入方法等については、必ず各団体のホームページ等で確認してください。指示通りに提出されない場合は、各団体において登録されない場合があります。

共同受付に係る情報提供について

共同受付に係る各種要領や各種様式、記載例等の情報提供については、下記ホームページにて行いますので利用してください。

「建設業のための広場」 <https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>

共同受付参加団体一覧表

共同受付参加団体名	担当課(室)名	連絡先	住 所
三重県	建設業課	059-224-2723	〒514-8570 津市広明町 13
津市	調達契約課	059-229-3122	〒514-8611 津市西丸之内 23-1
四日市市	調達契約課	059-354-8125	〒510-8601 四日市市諏訪町 1-5
伊勢市	契約課	0596-21-5525	〒516-8601 伊勢市岩渕 1-7-29
松阪市	契約監理課	0598-53-4347	〒515-8515 松阪市殿町 1340-1
桑名市	契約監理課	0594-24-1409	〒511-8601 桑名市中央町 2-37
鈴鹿市	契約検査課	059-382-9039	〒513-8701 鈴鹿市神戸 1-18-18
名張市	契約管財室	0595-63-7335	〒518-0492 名張市鴻之台 1-1
尾鷲市	財政課	0597-23-8142	〒519-3696 尾鷲市中央町 10-43
亀山市	財務課	0595-84-5025	〒519-0195 亀山市本丸町 577
鳥羽市	総務課	0599-25-1122	〒517-0011 鳥羽市鳥羽 3-1-1
いなべ市	契約監理課	0594-86-7790	〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜 31
志摩市	財政課	0599-44-0209	〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098-22
伊賀市	契約監理課	0595-22-9810	〒518-8501 伊賀市四十九町 3184
木曾岬町	総務政策課	0567-68-6100	〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
東員町	総務課	0594-86-2800	〒511-0295 員弁郡東員町大字山田 1600
菰野町	財務課	059-391-1109	〒510-1292 三重郡菰野町大字潤田 1250
朝日町	総務課	059-377-5651	〒510-8522 三重郡朝日町大字小向 893
川越町	総務課	059-366-7113	〒510-8588 三重郡川越町大字豊田一色 280
多気町	総務課	0598-38-1111	〒519-2181 多気郡多気町相可 1600
明和町	総務防災課	0596-52-7111	〒515-0332 多気郡明和町大字馬之上 945
大台町	総務課	0598-82-3781	〒519-2404 多気郡大台町佐原 750
玉城町	総務政策課	0596-58-8200	〒519-0495 度会郡玉城町田丸 114-2
度会町	総務課	0596-62-1111	〒516-2195 度会郡度会町棚橋 1215-1
大紀町	総務企画課	0598-86-2212	〒519-2703 度会郡大紀町滝原 1610-1
南伊勢町	管財契約課	0599-66-1182	〒516-0194 度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057
紀北町	財政課	0597-46-3112	〒519-3292 北牟婁郡紀北町東長島 769-1
御浜町	総務課	05979-3-0505	〒519-5292 南牟婁郡御浜町阿田和 6120-1
紀宝町	総務課	0735-33-0333	〒519-5701 南牟婁郡紀宝町鵜殿 324
四日市港管理組合	総務課	059-366-7009	〒510-0011 四日市市霞 2-1-1

※個別に手続きが必要な団体：熊野市